

工 作 費 用 規 定

制定 平成23年3月17日

改正 平成24年3月30日

- I、材料費に関しては、ガラス工作に関しては原価とするが、機械工作では掴み代、端切れなどの加工上の問題から原価の1割5分増しとする。

- II、工作費に関しては加工に要した時間で計算する。校費支出に対しては時間単価100円とする。（校費支出に対しては、技術職員の人件費が校費で賄われていること、大学の研究支援組織であることを鑑み、時間単価100円と安価に設定する）